



90 80 70 60 50 40 30 20 10

貴

14
3163
167(3)

祝詞略解三之卷



久保季茲 編輯

吉岡徳明 校訂



久度古開 考云大和より今平野へ遷り奉りたまひ事
ハ上にいづ○久度神社尤神名式に平群郡に出づ今も同
郡龍田の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村ちふ
里ありてその氏神と齋ふ社を此皇神ぞと國人云つ古開
は何所にや古くも今も考ふべきものなし文德實錄より
此方紀どもに皆久度古開とつゞけて神位も均しきハ同
じ所に齋ひたまふか然れども此祝詞に二所の宮とあれ
ば本異所にハ在けんさて文德實錄にのみ古關とありて
三代實錄より江家次第抄までハ古開とあきば多きに從

ひて今も開と書つ且訓尤あきふさきう又古開の二字假名にて異訓あるかとく考得がゑし○講義云式に大和國平群郡久度神社これなり續紀に延暦二年十二月丁未大和國平群郡久度神叙從五位下と見えたり昨年十一月に今木大神尤しも從四位上に叙せられ玉へるに依て此にも奉られたるものなり然れば神託に依て平野に遷座別なりける是より後は神位を平野よて受させ玉ふと見えたり續後紀承和三年十一月庚午從四位上今木大神奉授正四位上從五位下久度古開兩神並從五位上と有ともて知るべし○祭神は御竈神也その證は日本紀略天德四年月八九日條に今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍權大納言師尹卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂鐸一

口也各有臺長檻等衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別屋也安置之後宮主申祝詞と見えたる平野云々にて又中右記一月三日條に内膳司御竈神三所也一所平重件美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也一所あり云々○和名抄に窓竈後穿也和名久度とあり云々久度ハ凹處の意にて鍋を懸る所を云なり然れを其土にて築固めたるをヘッヒといひ其炊爨の用をなす所を久度とは以ふみりけりさて平野に祀る所の久度神ハ所祭忌火庭火の皇神等にて御靈寶ハ釜と鐸と御座坐りと見ゆ云々記傳に内膳司なる竈神ハ即ち竈と神と稱る也と云れたるハ然る事みから右の三の御竈と記を引て云ふる

平野忌火庭神体として紀略に平野謂釜二口也とある其
火の三なり神体として紀略に平野謂釜二口也とある其
一を久度神その一と忌火神と稱へ玉ひし者ふるが其へ
ツヒの神ハ忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神ハ釜
神にて煮炊する用を主る神に在ること疑なむべきも
の也忌火神ハ大炊寮齋火武主比神と記せられば總ての火
ば古閑にて古瓮を祀くる社ならむり瓮ハ物盛る器の
名にて此の御食を炊く瓮と祭れる也と思ひて考ふるに
叶はず字ハ古閑にて布瓈御魂大神あること下に云る如
し云々○布留閑てふ言の因て起る所ハ既にも引る天
皇本紀云々天孫本紀云々布都御魂神と共に石上邑に鎮
り定を給ひしより布留御魂神と奉稱ること神名式に大

和國山邊郡石上布留御魂神社と申すよても著くなりけり
さて十一月は鎮魂祭といふ事あるがこハ右の十種神寶
の御魂とます布留御魂神を招請り給ひて御靈振の神事
を物し玉ふが故に鎮魂祭の字と四時祭式に才ホムタマ
フリと訓て云々是等の事ハ鎮魂の條に云へば爰に
と多かれらむもののみ云て事足れるを得ず思ふもひれど布留と
申すは十種神寶の本体の名なり布留部と申すは鎮魂の
神事を爲て御魂招爲ることなれば何う妨あらむ云々此
等を合勢て古開神ハ布留御魂神と思ひ定めたるみと今
木神の布都御魂神なるが別ある御由緒に依なから同じ
平野の相殿に並鎮り坐ける事豈少縁の事ならむや

定

奉云々 講義云春日龍田平野此詞と同じ云ひぎまなる

が今此に此文の義を得たりそは乞給比之任爾より受る
結びなる故に定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉といふ
所とハ異なりさるハ神の所を指し定めて云々は所に鎮
坐むと神託のありけるに依てそと承諾ひ奉りて宮柱太
敷立て神の宮居を造作て鎮め奉るをもて定奉氏とハ云
へり云々豐受宮儀式帳にも宮定齋仕奉始支とあり大御
神の御悟を得て豐受大神さるは風神祭詞ニ吾宮者朝日
を齋仕奉ることを云り奉氏君前乎稱辭竟奉者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮
乃日向處夕日乃日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾宮者定
柱定奉豆此皇神乃前爾稱辭竟奉云々とあるをもて神の
奉氏君前乎稱辭竟奉者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮
柱定奉豆此皇神乃前爾稱辭竟奉云々とあるをもて神の
乞給へる任に宮造奉ると定奉といひ御喻なくして宮造

仕奉たまふを稱辭竟奉と申す例と見ゆそハ天社國社と
玉をつけて索れバ數多あり但し風神は右の如辭竟宮所などを請
未其神託の事を云ざるを首に立田爾稱辭竟奉豆とあるをもて神の
御喻坐す所は神の御心に欲したまふ地なきば體に定奉
と實に云べき理なるが顯明より定めたる宮所ハ實に神
の御心に叶えせ玉ふや否や測定奉ることの恐れに依て
おほらうに稱辭竟奉るとハ申すなり○今按に此說穿鑿
に過るとか如くなきどもいと委しくめづらしければ掲
げつ尙考ふべきなり○さて平野神社祭神のことハ諸書
に今木は日本武尊源氏久度尤仲哀天皇平氏古開は仁德
天皇高階相殿比賣神ハ天照大神大江など云へれど皆當
らぬ説なること講義に委しく辨へたるが如くそれぞそ

ハ甚長ければ引出ず又同書に祭神を考へ云ふこと上
大凡記せる如く但し相國、姫神の事ハ下云ふ此は然もやども聞ゆき
ど猶思ふに古開を古開と書る縁もなく又竈神を石上大
神と共に合祀らむことも由縁詳ならねば確に定べきに
あらざまた近藤芳樹の大祓執中抄に文德實錄齋衡二年
十二月丙子朔大炊寮大八島竈神齋火武主比命庭火皇神
並授ニ從五位下ニ天安元年四月癸酉有レ勅大炊寮大八島
竈神内膳司忌火庭火神並奉レ授ニ從五位下ニまた三代實錄貞
觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島竈神八前齋火
武主比命神内膳司從五位下庭火皇神並授ニ從五位上ニ同九
年正月廿六日丁卯授ニ內膳司從五位上庭火皇神從四位下ニ
など見えとる大八島竈神も忌火神も庭火神も共に竈と

以て神として御位を授けられたる物なりけり云々文德
實錄のひとく大炊寮は大八島内膳司に忌火庭火はおは
しまいなるべく云々是と祭らるゝ事の證宮内省式に
御並中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野御窖神料雜物云
々大藏省式ふ此文見レどあるにて知られたり諸この式に平野と
云ふ即ち大八島竈の事なり云々神名式に平野祭神四
座云々文德實錄仁壽元年十月乙卯の件に遣使者於平野
神宮策命曰云々正三位今木大神乎波從二位爾正五位上
久度古開等二前神乎波從四位下爾合殿坐須比賣神乎波
正五位下乃御冠爾上奉云々と見えぬる神等の御事にて
其内なる久度神が即御竈神にて云々但し同竈の内にも
後穴有て煙の立昇るやうに作れるセ久度と云この久

度の竈を古くハ大八島と云り云々竈を八島と云はもと
平野御竈の名にて朝家のみの稱なりしに色葉和難抄に
大嘗會行幸にもかまのわざるをばやしまのわゑると
云ふりと云れば平野に限らず忌火庭火の御竈をも後に
ハ一に推籠て八島と云たりしめ民間までも及て凡ての
竈のことゝ成りしと思はれゑきど誠は窓のあるが八島
より云々中右記の寛治八年十一月一日の件の裏書云
長徳三年三月廿一日藏人信經私記曰云々内膳司御竈神
三處也一所平野件癸御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御
飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也云々陰陽寮式に庭火並平野御竈神祭坐ニ内
膳司神
座十二前各六云々右毎月癸日之中擇其吉日祭ヲとあきば

平野のみならず庭火も兼て癸日御祭の行はるゝ事知
べし癸日に祭るハ云々五行説に依て始ゑる陰陽家の祭
なり故に陰陽寮に之を行へり忌火御竈には癸祭の無きは云々最も
貴き神事の時の用らるゝ御竈なる故に陰陽家の漢祭
をば用ひ玉ハざるなりさて忌火の神今食奉仕の神なる
は付て思ふに今食ハ今木と訓む云々玉勝間に云る如く
なるべし云々今木大神ハ即ちこの忌火御竈を祭くるに
やあらむ然るに八島をば上件に云りし如く平野とも稱
るを忌火をば然云る事の聞えぬハ大内にても忌火ハ異
なる御竈として忌清めらるゝ故に旨とある方の忌火と
いふ御名のみ傳へりて今木といふ御名ハ傳はらぬにや
あらむ云々平野御竈ハ日本紀略永觀元年十月一日の件

、^レ内膳司平野庭火御竈釜被盜取了^レとあり是上件に引る
中右記に圓融院御時爲人所盜取^レと見えたると同時の事
なり云々庭火ハ内膳屋の庭内に居て御饌物を焚^ス調ふる
竈なる故に此名あるにやあらむ云々左經記寛仁二年四
月廿八日の件に亥二點還宮太皇大后宮令同興給以同刻
奉渡御竈神奉遷内膳また小右記延久四年十二月廿一日
の件に亥刻有院廳始子刻被渡内膳御竈神別當顯綱朝臣
判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之また山槐記
治承四年四月廿六日の件に今度被奉渡御竈神於大内云
々新院御竈神今夜同自大内内膳被奉渡院當今坊時御竈
神御坐于閑院之内膳云々以内裏御竈神奉渡院内膳者可
有其障以院御竈神奉渡前坊内膳屋不可有^レ事之忌由所存

也云々まゑ黃葉記寛元四年四月廿九日の件に抑竈神祭
自御在位時可有^レ之脱屣以後院司參向自内膳屋可奉渡之
また本朝世記康治元年十月十四日の件に坊時御竈神自
三條殿奉渡土御門皇居云々又内膳御竈神被奉渡新院了
あるどある御生涯聞食す御饌と焚く竈のことにてこき庭
火ありけりさきば庭火のものは御一代に一は必ず鑄造ら
るゝ物あるにや云々平野社は上件に云如く第一第二の
神殿ともに御竈の御靈と祭れるにやと覺しければ第三
の神殿ある古開神も若くは此庭火の御靈にもあらぬよ
や御名義庭火御竈ハ天子御一代に一箇づゝ必造らるゝ
例ある故に崩御の後は其御代の庭火と別所に藏めおく
是を古開といふ歟古は舊ならむ開ハ用なき器とアキモ

ノと云アキにて空器のこと也然きども此は決てハ云難
ト云々以上執中抄抄出とあり此説最委しくて實にとおほゆれ
ど猶その難をいはゞ忌火御竈は新嘗神今食等奉仕の神
なりとて今食と申さむも重き方の新嘗を除て神今食と
名とせむと如何あらむまた古開の考も然るよとなき
ど御一代一箇づゝなきば數十の御竈のあらむを悉く平
野の三殿に藏めらるべくもあらず又大炊寮内膳司にて
大八島忌火庭火とて祭らるゝと殊更ニ奈良田村また平
群郡あざに祭らきむこと其由縁さだりならず但ニ淳仁
天皇光仁天皇などの龍潛の御時神託によりて祭りたま
へるならむりともいふべく又古開も御代々々のを悉く
納むるにはあらで其先御代のならむとも云べけれど猶

いたく覺束なし且田村の今木神ハさも云つべけきど平
群郡に久度神とば何の由縁ありて祭られけむ此は遂に
悟り得難い然ればおの祭神のことハ今妄に定め難くお
もへを猶物よく知らむ人の定めを待つのみまた相殿比
咩神は講義に大宮能賣命亦名字受賣命なりとせりこは
此神は猿女祖みて鎮魂の事その遺跡たるが故なり又執
中抄にハ大戸比賣神古事記に諸人の持齋とせりこは餘
の三神の竈神あるに依りて考なりこハ餘の三神の慥
に定りたる上ならで尤決免難いまた大教正田中賴庸ぬ
しの説ヨハ光仁天皇の皇后天知日之子姫命とせらきた
リ神教叢語第7号これ亦なほ熟く考へて定むべきなり又
伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは

講義に辨へたる如く非事なればすべて爰に取出ずその
和氏は桓武天皇の御外戚ある故に依ることなれば其祭
神に係ることふ非ざるなり○りく記し終て後に餘れい
さゝり考ふることありて大日本史を閱るに延暦十三年
の下に是歲建平野社ヲとありて一代要記に據る由見えた
り此尤平安城遷都の因に記せるにハ非じかとも覺ゆれ
ば確證とハ云難あるべしもは他に證を得て定むべきに
なむ

○
六月月次 今按に此下に考に祭字を補はきたりまことに
あるべき理なり○考云四時祭式に月次祭六月十二月十
一日と見へたり神祇令月次祭義解に於テ神祇官ヲ祭與ニ祈年

祭同如庶人宅神祭也とありこは祈年と均しく京畿諸國
と合て三千百三十二座の神たちへ月毎に奉り玉ふ幣を
六月と十二月の十一日に諸國の神主祝部を神祇官へ集
へて頒ちたもふなりその正月より六月までの幣は十二
月に頒ち七月より十二月までの幣へ六月に頒ち賜はせ
るあり○この祭ハ神祇令に出づ又大寶元年七月乙訓郡
火雷神宜入ヲ大幣月次幣例と紀に見ゆればその始へいと
古へなりけむ然るを或物に弘仁年中に此事始ると云る
ハ何事ぞや○後釋云此祭に預り給ふ神は諸國合せて三
百四座にして皆大社にて案上の官幣に預りたまふより
神名帳にも此祭に預り玉ふ神社には各々月次に記され
たり其外ハ預り玉ふこと無く然るを考に此ハ祈年と均

一く京畿諸國を併せて三千百三十二座の神氣ちへ云云
と云れたる尤四時祭式の此祭乃條に右所、祭神並同_ニ祈年
とあるをふと思ひ誤られたるなり同_ニ祈年_ニとは此祭に預
りたまふ神たちも祈年祭に幣を案上に奠三百四座の神
と同じ神等也といふ事あり○講義云此祭乃起を公事根
源抄に弘仁年中に此事始るとあるは心得ぬ事なり云々_ニ
續紀に大寶二年七月云々と見れたる文意とつらゝ味
るに郡火雷神云々の文なりこの頃免づらしめられさま
なれば甚も久しき太古より有來つる事にて祈年月次新
嘗ともに人世に出來し神事とは思はれど然れば公事根
源抄の説を弘仁頃の記文を見てふと其始ふを宣へる誤
なり云々この詞を見るに全く祈年祭詞と同文ある事入

の能知る所なるが其中に御年神の詞一つ省めりとする
みにてすべてハ同じきが御年、神の詞の省かりたるは祈
て主として祀らせ玉ふせ故あり心をつくべし
月次の御政畢る其夜に入て神今食の御祭ありて六月十
二月共に行へる、事なるが世人これを別なる神事の如く
思ふめれど然にあらず諸社の新嘗の幣帛を行はれて其
夜天皇の新嘗を供らせ給ふが如く神今食は月次の最
重きもやはなて公事根源抄に神今食の儀は年に二度也伊
勢天照大神を勧請申されて天子御自身神饌と供せさせ
玉ふにやとあるに心引れて考ふるに伊勢大神宮の六月
十二月月次祭は九月神嘗祭と此三をもて年中三節祭と
云て無上甚じき御祭もるが爲に勅使發遣の日を以て天

皇御自身神饌と供らせ玉ひて御神事を行へせ玉ふものなり然れば神今食ハ斯る重き神事ながら猶月次祭に隸る故に四時祭式に月次祭云々祭畢即中臣官一人率宮主及ト部^ヲ向^ニ宮内省^ト定^ム供奉神今食之小齋人^上云々とありて儀式等の事に於てハ別異なること云も更なれど其すべてといふ時ハ一にして二ならざるものなり云々

月次幣帛 講義云考に幣帛波とあるは私に加られしものあるべく波よりは乎^クとまさき^ハば今此を採らず倭國

縣山口^ノ神祠^フ宇豆^ノ幣帛手明

六御

妙照妙云々とあるによれり明妙無妙云々とある此に申さしめたまふハ月次祭は月次^ハ幣帛と進見えず此に申さしめたまふハ月次祭は月次^ハ幣帛と進らるゝが主なる故あり詞に月次^ハ幣帛と表したまへるを

思ふべし帛^ヲ進^フる、に付て祈申させ玉ふなり此レ祈年の趣意とは異ある所なり云々○今按に荒妙の下に講義とは本朝月令に

從ひて爾字と補へりこ波誠に然る事なり

○考云祈年にハ右の次に御年、皇神云々れ文あれどそきは爰にとなくて其次の座摩能御巫よりして御門生島伊勢御縣山口水分辭分忌部云々捧持奉^レ登宣と云までは皆祈年と全く同文也故こゝに畧けり○今按にこは第一卷に注せるを見て知べし○又按に四時祭式に月次祭奠^ニ幣案上^ニ神三百四坐並^ニ大社一百九十八所云々右所祭之神並^ニ同^ニ祈年其太神宮度會^ヲ宮高御魂^ヲ神大宮女神各加^フ馬一疋云々と見え年中行事歌合に宗時朝臣^ヲ夏のくき年の終りに月毎のかへりまをしの神乃みてぐら^ヲとあり備神祇令義

解に庶人宅神祭とある宅神祭は中古までもありて記録
ふみにも見ゆ歌にもよみてやうつ神家の神などもいへ
り貴嶺問答に宅神を即ちヤカツカミと訓めり宅ハ屯倉
ふどニヤケに同じ奥儀抄には保食神と宅神とし執中抄
に明月記の家神祭とある次に件竈神云々とあるに依て
宅神ハ竈神也とせりされど竈のみむらぞ漢土にいはゆ
る七祀の類にて門戸井竈室堂廁等といふ由など類聚雜
用また歌どもをも引て御巫清直の委しく考へ記せるも
のあり此等の事は題の下にいふへたと漏しとれば爰に
舉ぐ

○ 大殿祭 考云宮内省式に神今食新嘗二祭明日平旦大殿祭

此二祭の前後に大殿祭あること貞觀儀式又祭ノ前者不_レ奏
聞無_レ賜祿と云にて知_レる前_レ軽き故ふ是にも記さそ祿
も賜_レぬ省輔宮内已上率_ニ諸忌部等至延政門令大舍人呼
ならひ省輔宮内已上率_ニ諸忌部等至延政門令大舍人呼
門中重東面より南方より一の門なり是園司傳宣如常輔
入奏其詞曰宮内省申久大殿祭能保加比ト登供奉牟神祇官
姓名率忌部候登申○四時祭式に右神今食明日平旦三代
旦也○此下今之儀式式_ニ字落_ニ此云於保登供奉牟神祇官
よりして足は滋を儀式式_ニ字落_ニ此云於保登供奉牟神祇官
一日の夕より曉まであり然れバ大殿祭ハ其十二日の平旦
と玄_ニ合_ニ一合_ニ納_ニ玉_ニ一合_ニ納_ニ米_ニ一合_ニ納_ニ酒_ニ切木綿居八足案二脚令神部
官以管四合_ニ一合_ニ納_ニ米_ニ一合_ニ納_ニ酒_ニ切木綿居八足案二脚令神部
四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等着木綿左右相分
前行御巫列案後至延政門置案簣子上_ニ預設_ニ縫_ニ織_ニ大舍人呼門
如常園司奏云大殿保賀比能事申賜牟宮内省官姓名叫門
故爾申勅曰令申園司傳宣云姓名乎令申宮内省進就版奏

曰大殿保賀比供奉登牟神祇官姓名候止申敕曰喚之宮内省
稱唯退出喚神祇官神祇官稱唯中臣忌部官人着木綿縕忌
加木綿立案前直進仁壽殿御巫等入自宜陽門中央の門候於
内裡隨案共入至殿東簾子敷上御巫等執管中臣忌部御巫
等以次入仁壽殿御巫一人至承明門散米忌部執玉懸殿四角
次御巫等散米酒切木綿於殿內四角退出中臣候仁壽殿南
忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角玉懸廁殿四角次
懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次宮主
引神部延喜式爲忌部至御炊殿懸木綿散米酒如初內藏寮賜祿有
差御巫料送内侍司令右の有差の次に還至本司引使部以
十字延喜式上就宮省内省解齋所事見儀式二のニ見ヘたり○古語拾遺神武天富命率諸齋部捧持天璽
寶劍奉正殿並懸瓊玉陳幣物殿祭祀詞其祝祠在別卷次祭宮門其祝

詞亦在と云り忌部の大殿祭に預ることハ神武天皇の御
別卷時も神代のまゝに傳へて然るるべき事也云々○講義云
此祭の起源はしも拾遺天石令天手力雄神引啓其扉遷
坐新殿云々令豐磐間戸神櫛磐間戸神守衛殿門是並太玉
とある此時に始まれる事同書に殿祭門祭者元太玉命供
奉之儀とあるをもて徵と爲へしそハ同書神武天に天富
命云々祭宮内今云此文前又引と同しけれハ畧是並太玉と見えたるに合せて天
太玉命の供奉給ひしと云ことの諾るゝふと云々太玉命
の天宮にて供奉給ひし大殿祭はしも天照大御神の新宮
に壽詞と申し給へるにて顯宗天皇紀ある室壽の類にて
ぞ有つらむかくて拾遺に天富命云々棒持天璽鏡劍云々
殿祭云々とあるもてに讓りて畧是並太玉す見れば天富命の物爲

られしめ始と成る如くあれども倩此詞を熟讀味るに天降まし初國知看し高千穂の大朝廷を始め給へる時に太玉命乃事定供奉れりしと天富命ハレモ其祖業を傳へて行へれしものなりけり○祭儀ハ玉を以て神靈と爲且幣物の首とする事詞に詳ふり○今按に祝詞式の首に凡祭祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞とあり

神魯企神魯美 史徵云此なる神魯企神魯美ハ天照大御神と高皇產靈神とを申せり然して天津璽乃鏡劍乎棒持云々ハ天照大御神へ係れり○講義云こハ大較に天照大御神高皇產靈神神皇產靈神三柱に係たる方りへりて宜く侍るにや云々常陸風士記に諸祖天神俗云賀昧留と記せり高皇產靈神神皇產靈神ハ天地にも萬物にも大元の

神にませば然稱奉ること本よりの事あるが其餘の皇祖天神とも大較に該羅スムて然稱奉る俗ありける故に諸祖天神とハ書るものなり

皇御孫之命 考云天孫彥火アヒ邇々伎命を申せり○今按に此御稱の解ハ祈年祭詞に出せり

天津高御座 講義云こハ天照大御神の天津朝廷の大御座所と申せり葦原中國を統御ず爲に天降奉り給ふが故に其御座上に坐奉らせ給ひて天皇の御位に即け奉り給へるなり云々直靈ナホビノミタに高御座と申すハ唯に高き由のみにあらざ日神の御座なるが故也日にハ高照とも高日とも日高とも古語のあると思へ扱日神の御座を次々に受傳へまして其御座に大座坐す天皇にませば日神に均しくま

そ事決へ云々

坐氏 講義云麻世氏と訓べし令坐豆の義あり神魯岐神魯美命の皇孫命と天津高御坐に令坐奉り給ふ事あるが故なり下るハ天津高御座と皇孫命の葦原中國に持降り御坐て云々の事を物し給へと仰給へるなれば皇孫命の御自らの其高御座に即坐といふなり故麻志豆と訓分べし云々

天津壐乃鏡劍 講義云諸本に劍鏡とあるは上下に誤れるものなり考に鏡劍とあるは然る善本の有けるもるべし拾遺ふ天壐鏡劍神代紀に八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物古事記に其遠岐期八尺勾璁鏡及草薙劍とあり云々○今按に此詞に鏡劍のみを擧て玉の事なきにつきて

世に種々の説あり講義にも論ありて大凡然ることゝ聞いたれど思ふ旨有て今へ省けり此事の予め考は別にあて既く神教叢語に其大略を錄出せり猶委しき事も暇ある日を待つにむむ

言壽 講義云紀に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾兒視此寶鏡當猶視吾云々とある此と云なり云々本註に如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如くと云なりテ太神功皇后紀十三年云々皇太后宴太子於大殿皇太后舉觴以壽于太子因以歌曰云々とある次記にもあてて其歌の終に此者酒樂之歌也と見へあるが其歌の中に神保岐ホカヒほぎ狂ホクほし豐保岐ホクホシほぎ廻ホトトほしとあるともて久代の壽觴には善言美詞と盡し極めて云あとなきば天神の此壽言

尤今世に見る事のある如くなりと注せるな足さきを大殿祭は壽觴と同じくして言壽する狀の似たるのみもらず一事ありしなり

宣志久 講義云孝德天皇紀に誨^ヒトノタマシクと訓ると以て能理多麻波志久と訓むべし續紀十七に詔之久三十に勅之久とあり

皇我宇豆御子 考云皇我^{ミコト}也皇祖神の御自ら詔たまふ也後の宣命万葉にも天皇の御自如此詔もくことあり○講義云宇都御子^{ミコト}也紀記共に伊邪那岐命の大御神須佐之男命と指て然宣へるに貴子珍子の字と書れたるも此と同じ心ばへの稱^{タマコト}な^ニ記傳に右の神代紀の訓注に珍此^{ミコト}云于圖^{ミコト}と見ヘ神武天皇紀に珍彦此^{ミコト}云于磐毘古^{ミコト}とある宇豆^{ミコト}は師

說に高く嚴きこと也とあり今の言に人の容貌を字豆高きと云も能叫へりふふ例ハ万葉に天皇朕宇頭乃御手以また諸祝詞に宇豆の幣帛などありと見えとり

皇御孫之命 考云神代紀一書に敷皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可^レ王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當^下與天壤無窮者矣こゝの文すべて右と同じ字都より命まで引續けて心得べし

此乃天津高御座爾坐豆 後釋云此祭也大殿の祭ある故に殊にかく高御座の事の詔命あるは宜なる事也かくて此乃とハ即ち上に高御座爾坐豆とある御座と指て詔ふ也そは上文を味ふに其高御座从高天原より降して此御國にても即その天より持降れる高御座と用ひ給ふ由もあり

あの天之石位離とあるとは事の趣異にして是へ持て降り給ふべき御料に設られたる御座と聞たり故此の高御座坐とハ詔へるなり

天津日嗣 考云日嗣は日神の御末を嗣給ふを云りこゝよ
は後をもて此ことと用ゐ志ものなむ○直日靈云天皇の
御統を日嗣と申すは日神の御心以御心として其御業と
繼ぎ坐すが故也○記傳云々尤天照大御神の大御任と受
傳へ坐て其大御業を嗣々に知食す由の御稱なり天武天
皇紀に皇祖等之騰極とある處に古云日嗣也と註有らき
たり

萬千秋爾長秋爾 考云安國と云々へ續く文なり○講義云

瑞穂ニ係けて宣はせたる壽詞なり中臣壽詞に天都御膳
と長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋爾瑞穂乎平久安久云
々皇神等母千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利云々と
あると合せて知るべしさきば古事記に豐葦原之千秋長
五百秋之水穂國神代紀に葦原千五百秋之瑞穂國などあ
る國名は此御言壽に依て天神の號させ給ふ所あるもの
なり記傳十に云きたる如く神代の年數に抗て尤万千秋
などハ何程の事にも非るヒ壽詞と爲給へる意ハ然にあ
らず万千秋の長秋に回々重ね行く事に宣るにて意は天
地と共に窮り無きをいふなり

大八洲 國號考云大八洲ハ外國に對ハず獨立て天下を總
云ふ名なり八千矛神の御歌に八島國妻まきふねて云々
とよみ給ひ倭建命の御言ニ吾者坐纏向之日代宮所知大

八島大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子と詔ひ孝德天皇の詔にも現爲明神御大八島天皇と宣へり公式令の詔書式にも朝廷の大事に用らるゝ詔には明神御宇大八洲天皇詔旨とあり○今按に古事記に伊邪那岐伊邪那美ニ柱神の淡道島伊豫二名島筑紫島壹岐島津島隱岐島佐度島大倭豐秋津島と生れたまへる所に故因此八島所先生謂之大八島國とあり

葦原國號考云豐は美稱にて葦原とへいとく上代には四方の海べたへ悉く葦原にて其中に國處へ在て上方より見下せば葦原の廻きる中に見えける故に高天原よりふくハ名づけとる也

瑞穗國考云みづほたみずくいき穂といふ○記傳云美

豆ハ物の美しきをほむる言にて是ハ穂とほめたるなり穂ハ稻穂を云り葦のにへぬらず○今按に此ハ彼千秋五百秋聞食す齋庭の穂に付て稱へたる號なり

所知食考云訓注ハ本言をること古書皆同じ然れば注にハ女須とあれど文ををめせとよむべき理なり云々女の字を用ゐしゝらハ今京の人の註なり云々○今按に此文の原ハ神代より起りていと古く書傳へけむとはおぼゆれど此女子を書るへいりにと云ふに後世人のふと書き誤りしにぞあらむ此字一つをもて古人の筆ならずと疑はむハ能くも考へざるものなり

以天津御量氏講義云大祓詞に八百万神等乎神集々給比神講々給氏とある此を謂ふなり天津御量とハ天神の御

議にて其議ハ古語拾遺に令手置帆負命彦狹知命作天御量とある天御量の本注に大小斤雜器之名也とある如く度量を計る器と波加里といふ其と同言にて議とは相共に其是をいひ聚めて此を其物と其事とに計り合せ其理の長たる方ふ因准ふの言也万葉二に尤神分々と記るは其義と思ひての所爲なり

事問之考云物いふことを古はこと、ふと云り万葉の歌に多くある言な

磐根木根乃立考云新撰字鏡に杠を支利久比と訓○木の杠の事ある木立とは全木はもとよりにて杙のみ立てあるすら物言ふと云あり艸の片葉に向へしにても知るへ一〇後釋云岩根へと、岩にて根へ添て云ふ言也屋を

やね羽をば桺杵を杵根矛を矛根島を島根といふ類也木根乃立とある乃字ハ決めて衍なるべ一乃といふ詞ありては調も以とあしき上に乃と云べき詞にあらぞ木根たち也據他の祝詞には皆木立とあれどもこだちと訓てハ叶尤ぞ是ハ常いふ木立のこと非ぞ考の説の如く杠みれば根字あるによりて訓むべたより

草乃垣葉毛言止豆後釋云凡て草へ大かた三葉五葉づゝふど並びて生る物なるにそれを翦取てたゞ一葉など残りけあるさまを以いふ詞にて意尤唯一さゝうの草の一葉までと以ふあるべし云々止豆といへるは云々令止の約りなるなきを他をして止しむる意なり云々

天降利賜比志云々講義云かの通々藝命の高千穗宮の御

事より始めて歴世れ天皇等の御事に申せるが直にそれより奥山乃云々をいふに續る時は當代の天皇の御上とは成ざると中間に今字を差挿みて當今の御事とある文法實に奇しとも妙なりとも決めて神ならぬ人の企及ぶべき處にあらず云々此ハ皇御孫命の御自ら食國天下を所知す爲に天降賜ふ由に云て其言を下へ連る故に天降利と波云々かくて次もる詞を反復して食國天下乃天津日嗣所知食云々止天降利賜比志と錯綜^{カキカキ}て見きば事義明なるものぞ

食國天下 考云古事記に食國訓^レ食云々袁須^トといひて總て身にしたがへめを事を袁須と云々○記傳云食國とは皇御孫命の知し食を此天下を總言ふ稱にして食はもと物を

食ふこと也掇物を見るも聞くも知るも食ふも皆他物を身に受入る、意同じき故に見^{ミス}とも聞^{キコス}とも知^{シラス}とも相通^{ハシマツ}て云こと多くして君の御國^ト治め有^チ坐^スすを知^{シラス}とも食^スとも聞看^スとも申すなり云々○講義云食國天下とハ天降來坐て初國食看志^ト御事を云なり然きば今代の天皇ならぞ邇々藝命^ト係りさて此食國即^テ天下天下即^テ食國なきを重復^{カサレ}るか如くもれども然りぞ天下ハ其体を云ひ食國ハ其用にて上なる大八島^ト豊葦原^ト水穗國云々より受たる也續紀宣命にも食國天下と多く見へたり因に云食國天下登の登の辭ハ食國天下と與の意の登なる事いふも更あるが尙此上に兼含る意ありそハ天降給ひしより受る時は邇々藝命の御事の終と成り天津日嗣云々に續く時は今の

天皇の御事の始と成りて二に亘る義あり能味ふべし○
今按に此の登と以ふ辭へ常に登志豆の意に用ると同じ
かるべくおぼれど與字の意といふもめづらしければ
擧げつ

天津日嗣所知食須 講義云今上の御事と指奉るより次な
る今字と此頭に回らして心得べし○食國天下と尤悉く
天下の公民を統べ親とも給ひて治め有たせ給ふ由よて
事え御政又係り天津日嗣所知食と尤天下の貢調の聞食
して百姓の仕奉る道を治め給ふ由にて事は寶祚に係る
と共に天皇と天下を有たせたまふ御事に申すに於てハ
同じきながら其條理といふ時はあく殊異なる所あるが
故に此二を並べ云る也云々○今按に此亦いと穿鑿た

る説なれど参考の爲に記せり

今 講義云今は毎年に大殿祭供奉の時の今と其御代を
指ていふ此言とて天孫降臨の古と別てるなり

奥山乃大峠云々 考云峠は山と山の間なり云々良材は嶺
などにはあらで山のぬわみに多き物なきば然いふなり
○議義云木を探る深山を云なり祈年山口祭詞にハ遠山
近山爾生立とありそハ山を司り坐す神に申す詞なるが
故に汎く然云るが此は唯に宮材の用付てゐふ故に奥
山とは云るありそハ今いふ迄もあく良材の山峠は木の
生立よろしく又扶梳する所なるをもて也

立留木乎 講義云山口神祭詞にハ生立留大木小木とあり
うえ山口神にハすべて木の事を申すが故に然汎く生

立とぞ云るをこゝには用ある宮材のことば殊更に取出
ていふ所もるば以てとゞに立留木とへ云り

齋斧 講義云齋ば齋慎て淨りらぬことを避るなり古書中
に齋場齋館齋藏齋殿などいふより始めて雜具に至る迄
も齋斧齋鉗齋鎌など其具の上より冠いふ事常也云々和名
抄工匠具部に斧和名乎能一云與伎

伐採豆 考云貞觀儀式の大嘗宮條に稻實ト部率造酒童女
同郡司各一人物部男六人子等五人工十人夫等爲採内院
料材向ト食山卽祭山神其料云々祭畢造酒童女先執齋斧
伐樹工匠次之役夫次之訖歸來との類にて常の宮造の材
をば忌部その山に向ひて祭して伐始むること此文よて
知べ一紀にも後の物とも宮材と採に山神木靈を祭るこ

と見へたり

本末乎波云々考云万葉に手むけに祭字と用す

中間乎持出來氏 考云この中間と用るはもとよりの事な
り本末を神に祭るハ今を遠江國人大木を伐てば其梢を
折て切たる本株の中らにさし立侍りぬ古へも然ずると
本末と山神に奉るとは云ならむ他國にても然するゝ問
べ一〇講義云遠江に限らず諸國にてもする事なモ

齋鉗乎以 考云貞觀儀式大嘗宮の柱立る前に大祓有て始
作内院雜殿造酒童女執齋鉗堀稻實殿四角柱穴物部次之

役夫次之と見ゆ云々

齋柱 講義云倭姫命世記に齋鉗乎以天齋柱立一名天御柱
また大神宮儀式帳に正殿心柱造奉とある本注に其柱名

號稱忌柱と見に云々齋柱と云ハ齋斧齋鉏などの如く齋
清まはり仕奉るをもていひ天御柱とは伊弉諾伊弉冉二
神の化豎あまひし天之御柱にて記傳に説きたる如く身
屋の中央の柱にて所謂心御柱也云々

天之御翳日之御翳 講義云こき迄に舍と建ることを以ひ
此には草もて屋を覆ふ事と云なす

瑞之御殿 考云あらあは在所ある所をかとを云り○講義
云古語拾遺石窟段に手置帆負命彦狹知命以天御量伐大峠
小峠之材而造瑞殿古語云美豆能美阿良可ト云々又皇段建都檣原經
營帝宅仍令天當命太玉命孫率手置帆負彦狹知ニ神之孫以齋
斧齋鉏始伐採山材擣立正殿上云々故其裔在紀伊國名草郡
御木龜香二郡古語正殿謂之龜香採木齋部所居謂之御木造殿齋部

所居謂之龜香と見えたる是也云々こを瑞之御殿汝と引
續けたる意に訓べし考に乎字を加へられた考に乎字を加へられた
は中々なり情進なり

汝屋船命 考云汝ハ常ハいま一と云ひ崇みてハみま一と
云ふ事續日本紀の宣命にて知らる○講義云汝ハ御殿と
屋船命と崇めてその汝と指せる也汝と續紀宣命に美麻
斯と有に依ベシ御座の義なり又これを伊麻斯と云尤所在
にて共に汝字に當べき言ながら美麻斯尤上様なる方に
申し伊麻斯尤其所に在るを指云て崇詞に非れば同等よ
り以下へ係ていふ語と聞えたり云々屋船命ハ下に屋船
久々能遲命屋船豐宇氣毘賣命と稱へ別ときど本一神あり
それは屋船命と申す時ハ木を山に伐り草と野に薦て造成したる全體の御殿の御靈と坐す神の謂なるものを辭

分ていふ時ハ木神草神に坐り是故に久々能遲命豐宇氣毘賣命と申せるト屋船と上に冠て申すハ其木草ともて作れる御殿にて稱申すが故にて受張たる御名に非ぞ屋ハ舍宅あり宮といふも御屋なり神祇令義解また靈異記等に宅神と見野府記にも長元三年十一月廿五日乙卯宅神祭とあり昔ハ人臣の家にても殿祭に擬へて行へるにこそ奥儀抄に保食神者宅神也とあるをも思ふべきものなり船ハ舍宅に拘らば神號にて布禰ハ大根と申す稱名にて云々布と保と通ふ例は天穗日命を出雲風土記に天乃夫比命と書し古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉とするを此詞にハ御吹支乃五百箇御統の玉とあるあざいと多かり保の大なる由ハ記傳に御大之御前の例を引て記

に穴太部天武天皇紀に述大川万葉十三に爾大遙十九に爾太要などありと云れたるが如し根ハ主といふ言也云々

天津奇護言 講義云こへ下に此乃敷坐云々とあるを指て云なま上に天神の言壽宣志とあるハ天上にての護言なるが其に因准て宮柱太敷立て屋舟神を鎮祭と其祝事をものする事なるが故に天津奇護言と云ふと護言は言壽也然れども言壽ハ其對ふ所の神に在き人に在き其徳となすべき所の美を列然善び擧て稱へいふ事あるが伊波比許登ハ其幣物と奠りて齋き崇つくを本として即その事の上に於て如此こそ有まほしけれ然こそ顯へしけれと希求る條理と告る由也然れば神を社に祠くを伊波布

と云も此由なるが其をを保具といふ云ざるをもて此差別を定むべしり、れば奇護言といふ義にて幣物の御祈玉及び明和幣の奇異なる護言といふ義にて幣物の御祈玉及び明和幣曜和幣を獻て屋船命を鎮奉り給ふを云が久須志と冠らせざるを以この祭の世に妙ある功驗あることを聞くべきものなり

言壽鎮白久 考云即ち其奇護言を種々と云ひ榮すと云ふ次々にある事皆是ふり○講義云下に柱桁梁戸牖の錯動鳴事無久とあるる照應、ていひ且は顯宗天皇紀室壽の御詞に築立稚室葛根築立柱者此家長之御心之鎮也と見ゑ万葉集歌に眞木柱太心者有之香杼此吾心鎮目金津毛とある如く家には先柱をいひ柱には鎮る由といふ常例と

聞えたればなるが此詞なるも其如くなる上に凡ての御殿の全體を以て屋船命の神体となし其御靈と天津奇護言以て齋ひ鎮め奉りその屋船命の平けく安けく鎮坐む事と言壽白す由にて其裡にハ其御殿の内に坐て天下所知食む皇御孫命を動かく鎮りまさしを給へせ乞祈む由あるが故ニ次に此敷坐大宮地云々の事を言竟して其終ニ平久安久奉護留神御名乎申久屋船久々遅命屋船豊宇氣姫命止御名乎波稱奉利と申す一神の功用の木と草とを集て大成ることを委曲に徵したる文なるものなり此乃敷坐大宮地 講義云當今の大宮地を云り譬へば邇々藝命ハ高千穂、神倭天皇は権原などの類なるといふ也敷坐の事は上に已に注せり

底津磐根乃極美

考云地の底の極りまでと云なり○講義

云下に堀堅たるに照、應詞也こへ大地の根底までも大宮柱太しく立る際限を云ふり高天原に對たるをもて知るべし此を以て見る時へ屋船神へ御殿のみの神にハ坐させ其敷ます大宮地の守護を兼て鎮り坐す事決く云々されども此神と總ての大宮地の神とハ申すべからず其舍屋の立る所に就て守護り在る御事也大宮地の神は古語拾遺に坐摩是大宮地之靈と見えたり思ひ混ふ可らず下津綱根考云下津とは唯殿の下の地にて上の底には異なり綱津ハ顯宗天皇紀室賀の御詞神代紀の大名貴命は宮の事出雲風土記れ楯縫郡の詞が合せ見るに上ッ代の殿造りは上下縱横に千尋の綱もて結固めし也こゝには

其柱根を結し綱によりて下つ綱根といふのみその綱も後世の如くハあらぞ葛もてせし故に顯宗紀に葛根と書たり其外繩根など書しは古よ叶へず○神代紀一書云汝應住日隅宮者今當供造即以千尋榜繩百八十紐顯宗紀室壽に築立稚室葛根築立柱云々風土記に五十足天日栖宮之縱横御量千尋榜繩持而百八十結々下而此天御量持而所造天下大神之宮造奉請而云々

古語云番繩之類云々講義云荷田在滿日番繩は昔は宮室を作るに材と材と繩にて紹ひ着て作くるなるべしそ繩の床下にあれば下津綱根とへいふも即ち下に葛目の緩比ざり然れば此處ハ葛を以て諸の柱と互に繋ぎ合すと見えたり

波府蟲

考云波府蟲ハ地にはふ蛇虹の類なり上代に國荒く家の構疎に人も平土ヒタチふ臥し時はこの昆蟲の害ありけむ云々○後釋云蟲ハ地に這ふ物なる故に都て蟲を然云

なり鳥を飛ぶ鳥と云に同じ猶又花をさく花雨をふる雨

と云も同じ事なり

高天原

講義云地外を圍繞する氣中キヨウジウを稱ふ號にて高天原爾神留座スルツまた高天原爾事始天アメニシタといふ例とハ異ありますハ青雲の靄極と續けると以知るべきものあり○今按に天また高天原の事ハ古人も說あり予も少く說あれば別に云べし青雲云々は祈年祭に出たり

天乃血垂

後釋云應神天皇の御歌に毛々知陀流家庭毋見

由とよませ給へる知陀流と一にて古事記上巻には登陀

流とありそハ上代人家の屋根の竈處の上の煙と出す所の名なりされば其上と飛渡る諸鳥の毒アザもどある糞ヒダリまたさらでも毒物など昨來て竈の上へ落す事あとのありて其毒アザにあたる類こそ高津鳥の災なり云々○今按に血垂と考には文字の如く解あれ平田翁も是に從はれたれど此の文上と下とを對へ云るにて必ず後釋の說の如くならでハ叶ひ難し又講義に血ハ道乃義垂ハ所謂天之八衢とも云ひとく幾條も多き氣脈を云ふが神は更にも云はず大虛を往來ふ鳥も各其道路有て通ふ事と見べたりとて上件の說には從はざれど予尤猶さもおぼへねば取らず

堀堅多留柱

考云柱根に石と居るは後あり大嘗宮は後世

も堀て柱と立今田舎の賤しき廬は皆然り○講義云柱は和名抄に居宅柱波之良とあり間^{ハシマ}在也○今按に名義はい

かゞあらむ信ひ難い桁梁ふども皆之に准ふべし

桁梁 講義云和名抄に桁屋桁也計太^{掛板}あるべし梁棟梁也宇

都波利^{全張}あ

戸牖

講義云和名妙に戸野王案

在廓城

曰門在屋室曰戸

外

して室中に界^フ牖說文云在屋曰窓在牆曰牖和名末止ど處を以ていへり牖

と云

あれど屋なるとも牆なるをも末止と云なり

錯 考云行合と省き通をして云のみ○講義云木交にて柱

桁梁戸牖の行合ふ所を云なり○今按に加比ハ合と同じ神遺方に水と火氣^{ホノカ}を加波世とあるなども合せの義なり

葛日乃緩比

考云上に云る綱根も同じくて爰は小物の固

のみ古は葛綱を通ぞして云ひつ○講義云句を隔て下に無久とあり其心也云々上に下津綱根とある下に注る如く上代の家造ハ何所も何所も繩葛を以て結固めし物あるが故に其結目の緩ぶこと無くとは云なり室壽詞に稚室葛根云々を此に對へて思ふべきものなり

取葺計魯草 記傳云加夜ハ記に以鶴羽爲葺草とありて訓ニ葺草云加夜と注せるが本義にて何にまれ屋葺む料の草を云なり云々茅と云ふ一種あるも屋葺くに主と用る故の名なり

噪岐 考云今も亂れそゝげど云り○講義云源氏野分に曾々計たる菜などあり此と鳥などの啄み散すを云ふるべく凡ては屋上に取葺く所の草の亂無くとの義なること

云も更なり

御床都比 講義云此對に夜女能云々とあるは夜御殿の事
と云こと著けきば此御床は諦しく畫御座を云ふり都は
例の之に通ふ都比は邊にて御床之邊といふ義也

多くある語あり

此ニ云ニ左櫛電利奈離也海邊など

佐夜岐 考云この所に事無と云べきを下にいふ故に賠け
り云々神武紀に聞喧擾之響此ニ云ニ左櫛電利奈離也いふが如くさや免
き鳴を何物にも云へり○今按に記傳に物の音の喧しく
騒がしき事也とて委々ざ説あれど長ければ引出ぞ
夜女 後釋云夜女ハ夜目にて夜眠れるほどをいふ朝に目
の覺たるを朝目と云に對へたる言なり

伊須々岐 考云伊ハ發語のみ古事記に神武天皇歎后的御

毋陰を神の矢に突れて立走伊須々伎々といひ又火遠理
命ヘい乃鉤と咀て返し給に須々鉤とのさまふことを紀
に蹠跡鉤と書たるをもむろヘ万葉に二人の男の一人の
女と争ふを須々志競と云ふも皆後世すゞろと云に同じ
くて心も心ならずすゞろぐ事なり○後釋云こ尤夜ねぶ
れる程ものにおろへきなどして驚く類をいふみり
伊豆都志伎 考云万葉に旅路などに都々美なく在と云え
あやまち滞みかれといふ意あきば右の伊須々支に續け
云ふべき言也○後釋云こゝへ上の御床つむのさやぎと
夜女といすゞきと二を受てさる類の伊豆都一き事無く
といふなり

奉護 講義云護は神の護と給ふ事にて奉は神より天皇に

奉るより

屋船久々能遲命 記傳云久々は莖もあり和名抄に莖和名久
木とありそを久々と云ふも万葉十四に久君美良莖垂なりま
た九久多知多知蔓青苗也など云り智は男と尊む稱也
○史徵云古事記に伊邪那岐命伊邪那美命云々次生木神
名久々能智神次生山神名大山津見神次生野神鹿屋野比
賣神亦名野椎神神代記に生木祖句々迺馳次生草祖草野
姫亦名野槌一書に生木神等號句々迺馳など見れたれど
も悉く誤れる傳にて實は木神草神ともに豐受姫命の幸
御魂に坐すなり

屋船豐宇氣姫命 史徵云引結幣魯葛目乃緩比取葦計留草乃囉
無久と云る尤野神草野姫神の幸ひ氣アヒまふ功德に係き

然るを草野姫といはばずて豐宇氣姫命と云るハ如何と云
に此神實は稻穀と生給へる神に坐すと餘草とも生じ給
へるハ其幸御魂の御業なる故に此ハ本御靈の名もて云
るなモ又稻も葦も共に草なれバ取總ても云ふへし 殿造には草ハ木に次てや
むごとなき物ゆに如シ委曲に言壽奉ることなるに草
野姫神を舉氣アヒまはぬ事の傍らめや云々○講義云屋根に
葺く所の草の神也然らば草野姫とり野槌とか申すべき
を如此あるハ辟木束稻の事とも兼たるが爲に其本つ御
靈の名を表章せるなモ云々且ハ上に天津日嗣所知食云
々とありて下にその結びありて皇御孫命朝乃御膳夕乃
御膳供奉と見えたる其事を兼氣アヒまば屋舟草野姫とは云
ふまじくその本もて屋舟豐宇氣姫命とハ申すべきこと

あり

是稻靈也俗謂宇賀能美多麻ト 講義云是稻靈也はろの豊宇氣姫命の本分の御徳を注せる也俗謂云々は甚じた誤むり云々○今按に講義に豊宇氣姫神を宇賀能御魂と申を誤なりと云れど紀に伊弉諾尊の飢時生神曰倉稻魂命とあるも正しく記に生大宜都比賣神トあるにあたる此大宜都比賣神やがて保食神にて豊宇氣神も同神にまこと古史徵の説動くまじくおぼゆれば本注誤に非ず又宇氣ハ食の義にてろの字を省きて氣といひ又宇加とも活用す由などは記傳に説くられたると見るべし

辟木東稻置於戸邊ト 講義云其狀いがに有けむ今知るへからざれども辟木ハ立て置き東稻ハ穗ヒ下へ向て垂るハ

なるべく今國々にてする所の正月の節に物する門松注連繩など吾淡路の齋木にて此にも似たることなり以テ米散屋ヲス中ノ 講義云神事に物づる散米にて此は殊に妖氣を拂ひ不淨を清々しくする事なる故に諸神事に遣り傳へれるものとおやえたり云々今も淡路國などにてハ打蒔とて産屋に搗精けたる米を置くハ古の遺れるなり○今按に平田翁乃玉禪に今昔物語の児の枕元に在りし米を投て妖物を逐ひし事又物語書などに打まきの事と云るもどを引き山人に伴れゝる寅吉が話をも擧げて妖物の精米と畏るゝ由を云はれたり其事いと長けれを引出ず彼書を披見るべし

齋玉作等我

後釋云齋て玉を作る人なり齋は作る人に係

きる稱也○講義云姓氏錄に齋玉作高御魂命孫天明玉命之後也云々とある是ふと古語拾遺に太玉命所率神云々櫛明玉命出雲國玉作祖也まと櫛明玉命作八阪瓊五百箇御統玉と見えまゝ神武天皇段に櫛明玉命之孫造御祈玉古語美保伎玉言祈玉也其裔在出雲國毎年與調物貢進其玉と見に臨時祭式にも凡出雲國所進御富岐玉六十連三時大殿祭料二十四連毎年十月以前令意字郡神戸玉作氏造備差使進上三十六連臨時とある是にて云々齋を加へて云るは太玉命以來其裔の率る所の齋部なればなり瑞八尺瓊云々考云八尺瓊ハ長さ緒に五百と多くの玉を貫たると保めいふ也その八は彌ヤにて云々尺は漢字を借イのみ云々八尺を八坂とも書して依て玉の御流は御は眞ムにて美ムる言すまるは數の玉を緒に貫てわがねくより

よせたると云ふ云々御吹ハ右に富岐と書にて今云祭式又御富岐玉と吹ハ借字あるを知べ此祭を大殿はあるを云れしなり吹ハ借字あるを知べ此祭を大殿ほひと云てほひへほきを延とる言又上に言壽鎮ともいひ下の神賀にも玉もて壽申せり然ればかゝる祭に奉る故に御壽の玉と尤云なり云々○講義云御富伎は御祈也古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉言祈禱也云々○記傳云美須麻流ハ神代紀に御統此云美須麻屢とあり纂疏に以絲貫穿總括之也とある意にて須夫流と語通へり志婆麻流なきも本同言の轉れるなるへ云々明和幣考云氏ハ多倍の約にて爾岐多倍とも爾伎氏ともいふのみ明曜ハ其色といふ事上に出爾伎ハよく調ひあへる事を萬れ物に云りこゝハ布のよきを云○記傳云幣

字を書くは神に奉る方付ての事にて此物の本義にはあらず

齋部宿禰 考云宿禰と書は借字にて少兄スラヤと云言也こハ本皇子オホチニを大兄オホエビと申し臣ミツメと少兄スラヤと云るもて臣の一のかばねカバネと成たりその奈延の約クルマツ禰なれば須久禰スカマニといふ且兄シロエビはシロエビともせとも云て人を祟むる言也さてアバハはアバハまヘて上より賜はせり此事後人多くは惑へり○今按に氏姓カズチの事記傳允恭天皇段に詳あり事長ければ引アキりず又考に此云崇アガマへ名の義とせられたれど信ひ難シカツ一また齋部氏の事アサヒタケハ祈年祭詞末に見アリたり

言壽鎮奉事能云々 講義云上に天津奇護言乎以言壽鎮白

久とある結あり云々あらゆる居宅具アシタカツ並アソブへ舉アゲルてそきゝの言壽アシタカなして屋舟アシタカボウ命の御靈を齋アシタカひ鎮アシタカヒむるが尙遺アシタカシる所アシタカシあらむアシタカシと其心づアシタカシりひアシタカシ漏落アシタカシむ事とハ云アシタカシるあり云々とさて此文のかく盡アシタカシしとる上にも猶漏落アシタカシむ事をば云々とあるすべての事の趣を考へ見よ屋舟アシタカボウ命は瑞之御殿の神靈なるが居宅の具と成くる物悉く木アシタカシむは久々能遲命草アシタカシなるハ豐宇氣姫命と二柱神の主領アシタカシき在アシタカシることなるが故に平アシタカシけく安アシタカシけく住居アシタカシする事也然れを少アシタカシき葛目アシタカシの綏アシタカシび少アシタカシある草の噪アシタカシといへども此神等の能く守り給ふと守りたまへざるとの間に在る事なれば殊に此大殿祭アシタカシまヘハ庶人の宅神祭アシタカシよアシタカシせまほしき業アシタカシなり

神直日命 大直日命

考云伊邪那岐命身滌アシタカシし給ひて先アシタカシ八十

禍津日神と生給ふとそき直し給ふとて次に神直日大直
日二神を生ましきその二神萬のむか事ばも宜しく直し
たまふ故にかく彼云り○記傳云直日とえ禍と直し給ふ
御靈の謂也○講義云屋舟神等の御靈ば言壽ぎ齋ひ鎮め
奉れるが豈諸種の物どもを悉く舉ることを得むや漏も
い落もしとらむを神直日命大直日命ヲを知食しモ諸の
禍災事勿らしめ給へとなり

聞直見直 講義云聞直ハ祝詞に係る見直は幣物に係れる
こと云々更あり

詞別白久 講義云瑞之御殿の總体を以屋船命と稱へ其採
用する所は草木に就て久々能運命豐宇氣姫命と御名を表
章し其事の整ひ備る上よ於て大宮賣命と稱申シ御事る

るがその當然をいふ時へ引續きて上文に附くべきとそ
れには物々に依て各々別々に言壽き齋ひ鎮ることのあ
るが故に所狭く云べき所なく且彼は御靈を齋鎮る事と
主となし此ハ其神の守り給ふ所詞と云列ね其御防護と
祈り奉ると主とせれば自然其事の別なるか如くなるに
付て一聯の文にはなすまじきが故に殊更に申せるには
有けき別神なりて申す由非ざるが故に唯に詞別白久
といふなりけり○上の祝詞ハ禍無乞福有む事を壽き稱
へて禍福ともに天然なるを云ひ此詞別ハ咎過もくして
安く全けあらんことと祈申せるにて人爲の上にある事
をいふ此祭と詞分とを混に爲さる所以なり云々○今按
に屋船神と大宮賣神と同神とするハ頗る附會に似たり

といへども姑く擧おきて後日の考に備ふ猶能考ふべきあり

大宮賣命 古語拾遺云令^ニ大宮賣神侍^ニ御前^ニ是太玉命久志
世内侍善言美詞和君
臣間令宸襟悅懌也 ○考云古語拾遺に大宮賣神ハ天照
大御神の御前に侍給ふ神にて今の内侍の君臣の間を和
するが如しと云ふハこゝに合へり○今按に此神の御事
古史傳及び玉驂等に委しく見たり

同殿能裡爾云々 講義云殿を意富登能と訓む證え拾遺に
大殿祭の大字を省きて殿祭と作き神代紀に同床同殿と
あるを駿河風土記に引る香具山日記には同床共大殿と
あるを彼此合せて知るへきなり云々在所^{アラカ}といふ時はす
ての御構内をいひ止乃是處主の意にて云々止乃とい

ふ時ハ天皇の身屋に局れる名なりけり
塞坐 講義云物に蓋として刺塞きたる如く神の御殿内に
充塞り在すをいふ

參入罷出人 記傳云參は貴所へ向行といひ罷ハ貴所より
退去を云○講義云此ハ日々に王臣の朝參する事を云り
凡ての文意と思ふに參入罷出人云々ハ下に親王諸王諸
臣云々にて此に神等の伊須呂許ひ阿禮比坐ハその王臣
等に依託て顯に忠ならぬ事をなさしめ神の御守の隙を
伺寄て大殿裡にて禍を幽にあす神の所爲とも綜繕せる
文なり

選比所知志 講義云天皇の大御許に參入罷出る人の品と
鑒定たまひ然るまじき人の出入を止めさせ給へどあり

神等能伊須呂許比云々

考云伊須呂許比の伊ハ發語にて

須呂は須々呂の略。許比は伎の延言ふて須々呂伎也。こへ右にも云る如く心も心ならざあるとす、ろぐと云に同じえりの八十禍津日神等のさまをいふ也。云々ふく悪しき方へひきゐる神と和して逐ひ給ふ女神の功といふ○講義云言直の言は事業にあらず言語を云なり。和ハ荒るゝ者を和むると剛き者を解くとの二義を存せる言也。言直ハ言語を以其曲るを直す由なるを和しハ御業と以。その荒びを鎮むる意あり○こハ右に參入罷出人乃云々とある對にて彼も此も同じ神の所置ながら彼は人の作業に發見する所をもて語をみ。此ハ本章に擧る所の禍の類にて自然の如く来る所なるが眞にハ自然にあらず。

殃災福祥ともに神業あるを徵せる古語也○世には道速ぶる惡神等もありて云々家々災禍一身に害爲ること多かり此を凡人れ心をもて見る時は自然の如く偶然の如く思ふ事也實に大人眼の能及ぶ所非るが故に自然の如くなるあり然きども此詞又ハ神代の神等のさる禍福の因縁も何も御自ら直に見行一事を有ぬまゝに言述らきとするなれば其心して伺ふべきものなり

比禮懸伴緒 考云頌巾は女の懸る物なり古ハ總ての女の懸しこと紀にも万葉にも見ゆきどこ、ハ禦うぐる男と對へいへば大御食に仕る采女を専ら指すなり○記傳云比禮といふ物は何にまき打振る物。いふ然れを魚の鱗も水中を行とて振る物。服の領巾も本は振る料もありに領

巾ハ必ず振る○御食に仕奉るに殊に比禮を懸る由尤比
こと強いへり○御食に仕奉るに殊に比禮を懸る由尤比
禮はもと振て蟲むどを撥はむ爲ニ懸るものな可しも後
遂に禮服ともきるあり云々○和名抄に領巾、頂上、飾也日
本紀私記云比禮○伴とは官職にまれ何にまれ一部トドカとも
なふと云某伴某伴と云是アリ登母賀良マサキナ云を此意又
何となく交り親む人を友と云も同意なり緒は長チカラの本語
にて云々伴緒ば其部屬トドカの長をいふ稱なり

襤懸伴緒 考云御食ト造る男たちなり業する人ハ襤タラく
る事既に忌部の幣ヒメと頒つ事に云が如シ○後官職員令に
采女六十人延喜采女同式に采女四十人ト見ル無リ同令
内膳司に膳部六十人掌レ造レ御食ヲといへり○講義云天武天
皇紀に膳夫采女等之手襤肩巾トある采女に肩巾ト當れ

ば膳夫ハ襤タラくる伴緒也

手蹠足蹠

考云大御膳に仕奉るに手足のあやまちつまづ

きあらせぬなり○後釋云手蹠は御膳物ト取ハづレ過フ
如き事なり○講義云万葉二に黄葉の散トまがひにと有
ハ黄葉の散トまよふ事に云ルがまがひに亂ハよく當れ
もゆくりなく過フを云なり

親王諸王諸臣 後釋云すべて如此さマニ列ハね舉ルこと上
代にハ臣連國造伴造百八十部モど云りき諸王諸臣ト連
ね云ル事ハ書紀の推古卷に見えたり其頃よりの事ある
べしさて天武卷に至りて親王諸王及諸臣トも親王諸王
及群卿トも親臣諸臣及百寮人トも親王諸臣及百官人等
とも見えたり

百官人等 考云官人といふハ令にてハ初位以上六位以下
官位ある人を云れど是には無位まで總て仕奉る人を云
べし○後釋云百官と云ことは何頃より云そめけむ甚古
くして古事記にも見えたりされどこハもと漢籍に倣へ
ることあるべし○今按に風神祭詞に百乃物知人と見え
て此は固りの古言と聞ゆれば百官人といふこと也有り
やしけむ心しも漢に倣へりとのみハ云難かりぬへくや
己乖々 考云れのむむきクそ万葉にもよめり○講義云
己が向々に氣隨なるを云ふあり○今按に乖字ハソムク
と訓をムキヤ云むは如何みれどもおほよそに借て書る
なるべし

邪意穢意 今按に邪も穢も大凡似たることなれどそを如

此さまに重ね云ひて文を飾ること古言又例多あり清支
明支誠心など云ふ類あり

宮進 從釋云百官人の大宮に参入仕奉る事を此神の勵イ
たまふを云なるべし○講義云進ハ大宮仕タシヨク怠退タシヨクこと無
きと云なり

宮勤 講義云宮仕に緩み怠ることなきと云
咎過 講義云上に舉る如き御守尤も悉く君臣は
間に係れる國家の大事なると此神の大宮の内に塞坐シテ
預り所知食す御靈に依ける故ニ大宮賣命と稱へ奉れる
あり云々拾遺に大宮賣命云々本注云々今云上よ舉たとレバ略しけ

大宮賣命止 講義云上に舉る如き御守尤も悉く君臣は
間に係れる國家の大事なると此神の大宮の内に塞坐シテ
預り所知食す御靈に依ける故ニ大宮賣命と稱へ奉れる
あり云々拾遺に大宮賣命云々本注云々今云上よ舉たとレバ略しけ

あれば唯に君臣の間の事の如くなきども此詞に神等乃
伊須呂許比阿禮比坐と言直し和し坐とあれば神と君と
の御中をも和したまふなりけり云々

○

御門祭 考云四時祭式に四面御門祭十二月御川水祭准之同上
の左に右四面祭御門巫御川水祭座摩巫各行事と見ゆ夏
ハ六月か式に漏たり○講義云四門祭式に云々と見いた
るは此御門神は四面御門に齋く所。座摩神は御川水に在
す所也と雖常には神祇官西院に齋めき御座て祈年月次
新嘗等は其所にして祭らるゝ所なると六月十二月兩度
然るべき日にその守護り坐す四面御門につき御川水に
付て祭らるゝ其幣物也ことを齋部氏の仕奉る御門祭の料

ならむと思ふは非ずとハ祝詞の首に凡祭祀祝詞者御殿
御門等祭齋部氏祝詞と見れたるに少しも拘る狀ならぬ
ハ別なるが故也思ひ混ふべからず齋部氏の行ふ御門祭
ハ大殿祭に構行はるゝ事下に云るも如く因に云御川水
祭は神祇官西院坐廿三座の中なる座摩巫祭神五座とあ
る此神等を云なりさるば右の幣物の員數を以核るに御
門神尤八柱ある故に凡そ八數より御門神の例を刻みて
見るに座摩巫の行事に御川水神の料は凡て五數なるえ
其祭神にて五柱あるが故な是に御門神御川水神等の
常は御門御溝の所に在て守護まし神祇官にて祭らせ給
ふ所は即ち其靈と齋りせ給ふ所なると知るべし○今接
に御門祭御川水祭の事講義の説いと委し故此詞にはさ

しも用あるにもあらねど煩しく舉けたるなす○講義云
祝詞式に此詞をかく別條に出されたりと雖その式え大
殿祭に隸て共に行はる、ことにて眞にハ其詞別の如く
ある也そハ古語拾遺に殿祭門祭者元太玉命供奉之儀と
あるハ上に云る如く同書岩戸^{の條}に天照大神を新殿に遷り
坐せ奉る下に天兒屋命太玉命以日御綱米繩云々廻懸其
殿令^ニ大宮賣神侍於御前令^ニ豊岩間戸命櫛岩間戸命二神守
衛殿門とある時に供奉られし事にて皇孫命の初國知食
い高千穂にて定りつる神事と見たり但守衛殿門とあ
るハ深く心ありて記されたる物にて常に宮門など、云
とは異にて御殿と御門とを完衛給ふとの事ありさるハ
大宮女神ハ御殿の内なるに御門神のそと守護り坐スとす

る也如何一き狀なれど猶委しく見るに令^ニ大宮賣神侍於
御前^ニとあると大殿祭の詞別と合考るに大宮賣神を專
らとは其大殿の内に坐て君臣の間の事を守らせ給ふを
御徳とし給ひ御門神は御門ハ云々更也御殿にもあれ人
の往來出入ある戸口と守衛たまふ神にませば守衛殿門
とえ聞へたる事ありけり云々此詞の大殿祭に付きて
の詞別の文あるも又謂ある古傳ならずやさる也屋船命
と申すは御殿ハ更なモ御門にも何にも木を以造り草を
以て覆ひて屋根とせる所は悉くこの神の恩賴に依る所
なるか其内に在る所の物事尤大宮女神此と防護りその
戸外に在る物事は御門神此を守衛給ふが故に彼此相分
るが如くなれども共に屋内にして在る事なきば眞に屋

船神に屬てぞ祭らるべき事なりける拾遺神武天皇殿に
天富命云々殿祭云々次祭宮門今云上に出たれば略すとあるも別々
に行はきし狀なれど能見きを次に引續けて行はるゝな
り云々又殿祭門祭者太玉命供奉之儀云々中臣忌部候御
門云々とあるハ殊に亮々なる者なりさるハ殿祭門祭と
いへきば異ならむにハ宮内省奏詞にも件を別けて云は
せ聞にあぬを將供奉御殿祭而中臣忌部候御門としも
云るハ御門祭ハ御殿の中に在て行はるゝが故也云々貞
觀儀式延喜式北山抄江次第等にも其儀式を別に載られ
ざるハ大殿祭の中には在るを以てなり祝詞式の首に御殿
御門等祭者忌部祝詞とあきば其頃著明き祭祀なると何
れを見ても幣物ハ更也其式とだに記されざるに疑をつ

げて考ふべき事ならばや然ると加茂翁の考に四時祭式
れ云々令云上ふ出せれ是ハ巫を神主とし忌部は祝詞以
讀む奉幣は本より也と云きつれども委しきらばそハ四
面御門祭ハ其巫ありて常に仕奉るゝと以祭らしめ給ふ
るきを忌部のもとより預る所ならば且御川水祭と並べ
行へるゝも大殿祭とハ別あるが故なり云々四時祭式大
殿祭の條云々その祝詞は忌部向レ巽ミ微聲シ申祝詞とある
其中にあるべしそハ此御門神も大宮女命と共に鎮座す
所神祇官西院なきば其方を指て巽に向へるなり且御
門神には玉の用なきが故に祝詞に記さざ散米酒のみ
なモ幣物を進ること無し云々櫛岩膚豐岩膚と申す事と
と有て上に大宮女命止御名乎白事波とあると同じくし

て考に此上に今少し言の有らぬは無に是のみかゝるは若落たるかと云れたる如くふる波いひしらぬ味にて大殿祭の詞別と相並べる故なり

櫛磐牖豐磐牖命止 考云奇磐眞門ちふ言に櫛云々の字と借たる〇今按に古事記に天之石門別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也とあり又古語拾遺に令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門並是太玉命之子也と見へれり猶祈年祭御門巫祭神の下云へ〇講義云こば大殿祭の詞別に大宮賣命止御命乎申事波皇孫命乃同殿能内爾塞坐とゐるよ對せる文あり然れば上に詞別白久は此詞に係れること決きものなり云々御名乎申事波と云るハもとよりの御名にあらざ其守衛たまふ事に就て稱

たる所なるが故に上旬の上より云々神を云々と御名を申す事尤とある意也そば櫛岩窓豐岩窓神尤本名天石戸別神ゐるを御門を守り給ふ由を以て然稱へたる事の本を表す故に如此は云るなり

四方内外御門 後釋云内重中重外重と兼て云なり考に内も中重乃諸門と云れたるはいりど
如湯津磐村久 考云多くの群磐ちふ事也材は群の意
跋備荒備來武 考云神皇祖の御言向に従はずして御孫命を跋む也云々

天能麻我都比登云神 考云古事記に初於中瀬隨迦豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神訓レ禍賀下云摩之次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也云々こゝれ

此神をいふ○今按に天能は天上の義にて天上に坐す禍津日神と云ふなり常に天之某神と申す天のとハ聊か異なるべし御門祭の元は上に記せる如く天照大御神の天岩窟より出まゝて新殿に還坐し、時に御門神に殿門と守らしめたりとあるに起れるを此岩窟隱を惡事ばり禍津日神は御荒よき事起りつるなきば即ち其天上なる禍津日神の禍言の再び起らざらむ爲に如此云ひて御門神に祈白せる遠近神代の語の傳はり來しものなりけり此を思ふにも此詞どもの最古く貴き由を辨ふべし言武惡事 講義云爲武と云べきに似ぬりと雖行は事にて事の用へ言なれば必ずあく云べし○後釋云麻賀とハ諸の凶事惡事を云へは惡事と書る當きり考に惡事と書る

は却て遠く枉事と書いて直ならぬ事也と云れたるは中々に狭く

相麻自許利 考云この麻自尤蠱物厭ふとのまじの類がから爰に云は今人の目まじくり口まじくりといふ是也次の道饗祭ニ根國底國奥鹿備疎備來物爾相率相口會事無久と有もまじくりて率る意もて率やハ書くもの故に彼をもこゝをもて相まじこりと訓べし○後釋云神代紀ニ當遭害とありまじなはる・なり○今按に交雜とどの類も其本は同言なるべし相口會事無久 後釋云相口會ハかの惡言を諾ふといふさてその惡言を諾なふぞとなばち交こるなきば交りてと云意に見るべし麻自許利と口會と三に尤あらず扱そ

波百官人等の事あるを此ハ其神の守り坐て然ること勿
らしめ給ふ故に賜事無久と云るあり賜は此神に係れる
言なり然きば會は阿閉と訓べし阿閉は考に云れたる如
く阿波世の約りたるにて令會の意なきば也○講義云瀬
自許利は惡行ヨコナハ黨トモナハる、俗云む相口會ハ惡意に與するを
いふなり

自上往波云々 講義云正しきも邪れるも神は甚奇く靈シテ
きものにて虛空へ更なり地下と雖潜り通りて達る者な
りければ如此の御衛護あるとなり

待防掃却 考云万葉に不奉仕國乎掃除等とあり同事を卷
二十に麻都呂倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米ともよめ
り却は退逐シリヅケヤルあり○今按に掃を考にハキとよみ後釋には

ヲヒと訓り考說の如く同事なれば何にてもあるべき中
に爰ば猶ハヲヒと云ふ方まさられり○後釋云掃却は禍津
日神の來るを掃ひ遣るより

言排坐豆 後釋云言排は其惡言と云て人を交らむとする
を此御門神の言退て交こらしめざるなり排字ハ如何ふ
むべきにか慥におもひ得ねど字書み推也とも斥也とも
注しゑれば曾氣と訓つ考にことひらきと訓れたれどい
ふハ○講義云記傳に万葉に山乃衣寸野之衣寸云々曾伎
は曾久と体言にいへるにて曾久とは離放る意なりとい
はれたるその義にて此の排もその惡言をとほく追放て
相口會はしめたまざるなり○御門神の然る惡神の幽
より虚空地下よりも大宮内に入りまして惡事をなすこ

ともあらむりと待儲て防き塞へ遏め入らし免とまはざ
るハ元より百宮人等と雖も疎ふる鬼に相交す相口會た
るハ禁闈に參來らざりしもたまふ御守護の狀をいふな
り

参入罷出云々 講義云上の詞別にハ選所知志とありて
れハ宮仕の人の善惡邪正哉えらび然るべからぬ人と大
殿内に令侍たまはざると云ふと同くこゝも然みて御
門内に入るまじき惡人と塞きて入らしめ給へざると云
ふなり

平良氣云々稱辭竟奉止白 講義云二神の名の櫛と豊とを
此にてえ反して稱へたとさて此ハ上の詞別の結文よ少
も違ふ所なし此文乃然對へるを以ても大殿祭詞ハ本文

にて上の大宮女命と此詞の二ハ共に屬たる詞分なるこ
と愈著きものあるまい 三卷終

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月

出版

定價三拾錢

著述人 東京府士族 久保季茲

原版人 平田胤雄

反刻出版人 大阪府平民 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

